

- 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第28号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
溝口	3608番2	公衆用道 路	公衆用道路	49	331.19	331.19

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
 国土交通省（持分112分の55）
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
 不明ただし
 登記名義人
 松本タミエ（持分4分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲3374番地の35
 松本安正（持分32分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲3374番地の35
 林田常子（持分32分の1）
 熊本県球磨郡多良木町大字多良木919番地
 松本公次（持分32分の1）
 愛知県名古屋市西区堀越二丁目4番21号
 松本勇幸（持分32分の1）
 愛媛県宇和島市坂下津甲207番地
 松本主（持分32分の1）
 熊本県鹿本郡植木町大字上古閑533番地
 松本蔵平（持分32分の1）
 熊本県熊本市東野二丁目7番14号
 松本スミ（持分14分の1）
 熊本県球磨郡五木村甲3374番地の35

- 又は
 国土交通省（持分112分の57）
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第29号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
松本	3515番3	公衆用道 路	公衆用道路	49	40.59	40.59
松本	3516番2	公衆用道 路	公衆用道路	95	67.30	67.30

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
国土交通省 (持分 8 分の 3)
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
不明 ただし
登記名義人
森川致敬 (持分 8 分の 1)
熊本県上益城郡益城町大字惣領 1405 番地 3
森川秀吉 (持分 2 分の 1) の法定相続人
森川秀子 (持分 8 分の 1)
愛知県一宮市千秋町勝栗字削栗 283 番地の 2 川上方
福田節子 (持分 8 分の 3)
宮崎県小林市大字東方 3224 番地 3
- 又は
国土交通省 (持分 8 分の 5)
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 30 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
2 事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
田口	2932番2	公衆用道 路	公衆用道路	62	70.30	70.30

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明 ただし
登記名義人
豊永信治
熊本県球磨郡五木村甲 3374 番地の 47
- 又は
国土交通省
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 31 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	635 番 1	公衆用道 路	公衆用道路	58	158.87	158.87
高野	820 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	148	189.04	189.04

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
国土交通省（持分 45 分の 43）
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
不明 ただし
登記名義人
保永正一（持分 45 分の 2）
愛知県豊橋市天伯町字高田山 43 番地の 19
又は
国土交通省（持分 45 分の 2）
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 32 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	773 番 4	公衆用道 路	公衆用道路	92	639.64	639.64

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
国土交通省（持分 9450 分の 9391）
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
不明 ただし
登記名義人
森川明美（持分 210 分の 1）
熊本県上益城郡益城町大字惣領 1405 番地の 3